

遺伝子研究安全管理協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、遺伝子研究安全管理協議会（以下「遺伝子協」という）と称する。遺伝子協の英語名称は Association for Promotion of Genetic Studies in Japan (APGS)とする。

(所在地)

第2条 遺伝子協は、代表幹事の所属する機関の部署におく。

(目的)

第3条 遺伝子協は、会員相互の密接な連絡と協力により、学術審議会の建議「大学等の研究機関における組換え DNA 実験の進め方について」（昭和 53 年 11 月 28 日 学術審議会第 21 号）の趣旨に沿い、以下に掲げる活動を行い、もって生命科学における研究および教育の進展に寄与することを目的とする。なお、本会則中に記している遺伝子組換え研究の語においては、遺伝子操作技術・ゲノム編集技術を含む広い意味での遺伝子研究や宿主・核酸供与体としての病原微生物の取り扱い等を含むものとする。

- 1) 我が国の研究開発段階における遺伝子組換え研究の安全性の確保等に関する情報の収集・公開・意見交換および提言・声明の発出
- 2) 関連する遺伝子組換え研究の推進や教育の充実と関連人材の育成
- 3) その他、遺伝子組換え研究に関係する施設、設備、機器などを始め、遺伝子協の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 遺伝子協の会員は、遺伝子研究や遺伝子組換え研究の安全性の確保や推進、関連する教育等を目的とする大学等（国立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校等）、大学共同利用機関法人（国立遺伝学研究所、基礎生物学研究所等）、独立行政法人などの機関並びに民間企業内に設置された部署及び委員会（部署等）で、1 部署等をもって 1 会員とする。

2 会員の種別は次のとおりとする。

- 一 正会員： 大学、大学共同利用機関、独立行政法人、民間企業等の遺伝子組換え実験等に関連する部署等を正会員とする。異なる部署等であれば同一機関における複数の正会員も認める。正会員は、総会での議決権をもち、正会員としての会費を支払う。
- 二 準会員： 正会員をもつ機関に所属する別の部署等は、要望があれば準会員とすることができる。準会員は、総会での議決権をもち、準会員としての会費を支払う。
- 三 暫定会員： 遺伝子協への入会を希望し、入会を検討するために暫定的に遺伝子協

の活動に参画する部署等を暫定会員とする。暫定会員は当面の間、会費は免除されるが、入会年度を含めない、次の２年度以内に第一号又は第二号に定める会員への移行又は退会の意向を表明しなければならない。会員種別変更の意向を表明した場合、当該年度中の移行あるいは翌年度からの移行のいずれかを選択できる。暫定会員は、総会での議決権をもたない。

３ 第２項に定める会員として入会する場合は、幹事会での承認を得、総会に報告する。入会を認めないときは、その理由を総会に報告する。

４ 会員が遺伝子協から退会する場合は、幹事会の確認を得た後、退会とする。未納会費がある場合には、これを完納しなければならない。退会した機関については、総会で報告する。

５ 暫定会員が退会后、再入会する場合は、正会員又は準会員として入会しなければならない。

６ 会員に遺伝子協の活動の趣旨に反する行為があった場合、幹事会で審議を行い、総会において出席している正会員の３分の２以上の同意を以て除名処分とすることができる。

７ 会員は、会員向け情報・刊行物の入手および使用、総会・講習会・見学会等の行事への参加の資格を有する。

８ 第６項に定める会員が受益できる事項のうち、遺伝子協が指定するものについては、会員が許可することで会員が所属する機関の構成員も共益できる。

（事業）

第５条 遺伝子協は、会則第３条に掲げる目的を達成するために以下の事業を行う。総会において事業計画の承認を得る。

- １）安全研修会、講演会、講習会などの開催
- ２）安全管理に関する資料等の発行
- ３）国内外の関係学術団体・協議会等との連携
- ４）その他、遺伝子協の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第６条 遺伝子協に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| 一 代表幹事 | １名 |
| 二 幹事 | ２０名以内 |
| 三 監事 | ２名 |

２ 幹事の中に、副代表幹事 ２名以内、会計担当幹事 ２名以内、庶務担当幹事 ２名以内、特定任務幹事 若干名をおくことができるものとし、代表幹事が任命する。

（役員の選任）

第７条 代表幹事、幹事及び監事は、総会において選任する。

2 代表幹事、幹事及び監事の候補者は、正会員の機関に所属する職員とし、監事については少なくとも 1 人は正会員の機関に所属する職員とする。幹事会が会員からの自薦あるいは他薦により募り、そこから候補者を選出し、総会において承認を得る。

(役員の任期)

第 8 条 代表幹事、幹事及び監事の任期は 2 年とし、再選を妨げない。ただし、引き続き 4 選は認めない。

2 任期開始は総会後の 4 月 1 日からとする。

3 任期途中に役員の交代があった時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第 9 条 代表幹事は遺伝子協を代表し、会務を総括する。代表幹事に事故があるときは、副代表幹事または代表幹事があらかじめ指名する幹事が、その職務を代行する。

2 会計担当幹事は、予算の執行及び出納管理の職務を行う。

3 庶務担当幹事は、会員ならびに事務局からの照会事項等に関して検討・調整し、必要に応じて幹事会へ提案する職務を行う。

4 特定任務幹事は、協議会運営において特別に生じた事案に対応する職務を行う。

5 監事は、遺伝子協の会計ならびに幹事会の業務執行状況を監査する。

(幹事会)

第 10 条 代表幹事および幹事は、幹事会を構成し、遺伝子協全体の方針を決定すると共に会務の円滑な遂行に当たる。

2 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。

3 幹事会の開催は、幹事の過半数の出席が必要となる。

4 代表幹事は、幹事会に必要と認められる者を招集することができる。

(委員会)

第 11 条 遺伝子協の設置目的を達成するために委員会を設置することができる。

2 委員会は原則として経年的な事項の検討や活動を行うものとし、幹事会が提案し、総会の承認をもって設置や廃止を行う。

3 各委員会は、幹事会の選任による委員長をおき、幹事がその任に当たる。

4 各委員会の委員は、原則として会員の機関に所属する職員とし、委員長が選任する。

5 設置する委員会ならびにその運営については別途定める。

(分科会)

第 12 条 遺伝子協の設置目的を達成するために複数の正会員から提案があった場合、分

科会を設置することができる。

2 分科会は原則として経年的な事項の検討や活動を行うものとし、幹事会が了承し、総会の承認をもって設置や廃止を行う。

3 各分科会は、幹事会の選任による分科会長をおき、特定任務幹事がその任に当たる。

4 各分科会は、参加を希望する正会員及び準会員によって構成され、分科会長が参加を承認するものとする。

5 設置する分科会ならびにその運営については別途定める。

(ワーキンググループ)

第13条 遺伝子協の目的を達成するため幹事会の下にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの座長は幹事会が選任した者とする。

3 ワーキンググループは原則として短期的（2年以内）な事項の検討や活動を行うものとし、幹事会で設置や廃止を行い、その活動を総会に報告する。

4 ワーキンググループのメンバーはワーキンググループの座長が選任した者とする。

(アドバイザー)

第14条 遺伝子協にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、高度な専門知識や経験を有する人材とし、幹事等はアドバイザーに意見を求めることができる。

3 アドバイザーには、遺伝子協の会員資格は必要としない。

4 アドバイザーの詳細等については別途定める。

(事務局)

第15条 遺伝子協の事務局は、代表幹事の定めるところに置く。

2 事務局は経理事務、その他遺伝子協の円滑な運営に必要な事務を行う。

3 事務局に職員若干名を置くことができる。

(総会)

第16条 代表幹事は、1年に1回総会を招集するものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 会員の除名処分

3 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

4 幹事会及び事務局は、総会開催の準備ならびに運営を行う。

5 代表幹事は、必要があると認められる時は、臨時総会を招集することができる。

- 6 代表幹事は、会員の3分の1以上から理由を示して請求があった時は、臨時総会を招集する。
- 7 会員の総会への出席者は、原則として会員である機関に所属する職員とする。
- 8 総会に出席が必要と認められる会員以外の者については、事前に幹事会で審議の上、出席させることができる。
- 9 正会員が出席できない場合は、書面若しくは電磁的方法をもって委任状を提出し、表決を委任することができる。

(定足数及び議決)

- 第17条 総会は、正会員の3分の2以上が出席しなければ開催することはできない。
- 2 総会の議決権は、1正会員につき1票とする。
 - 3 議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会へのオブザーバー出席)

- 第18条 遺伝子協の設置目的を達成するために活動している個人は、総会にオブザーバーとして出席できるものとする。
- 2 オブザーバーの出席については幹事会で承認し、総会に報告する。
 - 3 オブザーバーは、総会での議決権ならびに役員の被選任資格等、会員の資格はない。
 - 4 会費は徴収しない。

(経費)

- 第19条 遺伝子協の経費は、会費その他の収入をもって充てる。
- 2 総会の開催費補助、事務局経費、その他会則第3条に掲げる目的を達成するために使用する。

(会費等)

- 第20条 年会費は正会員40,000円、準会員20,000円とする。
- 2 年会費は原則として6月に請求し、年度内に納入するものとする。
 - 3 遺伝子協で実施する研修会等の参加や作成した資料等の配布においては、別途費用を徴収できるものとする。

(事業年度及び会計年度)

- 第21条 遺伝子協の事業年度及び会計年度は、各年の4月1日から翌年の3月末日までとする。

(予算及び決算)

第22条 遺伝子協の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

2 予算案は執行前年度の総会において、決算は監事が監査を実施した上で執行次年度の総会において報告し、承認を得るものとする。

(会則の変更)

第23条 この会則は、総会において出席している正会員の過半数以上の同意がなければ変更することはできない。

(補足)

第24条 遺伝子協について必要な事項は、総会の議を経て別途定める。

2 幹事会の承認を得て別途申し合わせを定めることができる。

附則

この会則は、平成20年11月14日から施行し、平成20年11月14日から適用する。

附則

この会則は、平成22年11月12日から施行し、平成22年11月12日から適用する。

附則

1 この会則は、平成24年11月30日から施行し、平成24年11月30日から適用する。

2 全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会の運営に関する覚書は、廃止する。

附則

この会則は、平成26年12月1日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附則

この会則は、平成27年11月13日から施行し、平成27年11月13日から適用する。

附則

1 この会則は、平成29年11月10日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

2 事務局に関する申し合わせを別途定める。

附則

この会則は、令和2年11月13日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附則

この会則は、令和4年4月1日から施行し、令和3年11月19日から適用する。

附則

この会則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年3月14日から適用する。

附則

この会則は、令和5年4月1日から施行し、令和4年11月25日から適用する。

附則

この会則は、令和５年１１月１７日から施行し、令和５年６月２９日から適用する。

附則

この会則は、令和７年４月１日から施行し、令和６年１１月１５日から適用する。